

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文

下関市長府金屋町4-21 電話45-5034

携帯電話の使用に関する罰則の見直し（11月～）

改正前

罰則の対象となるのは、走行中の携帯電話等の使用により、「道路における交通の危険を生じさせた」場合に限られていました。

改正後

携帯電話等を手で保持して通話したり、メールの送受信等のために手で保持して注視した場合、道路における交通の危険を生じさせなくても罰則の対象となります。

違反車両の種類	大型・大特	普通自動車・自動二輪車	原付・小特
反則金	7千円	6千円	5千円
違反点数	1点		
罰則	5万円以下の罰金		

仕事中地震にあってケガをしたら、労災は使える？

「新潟中越地震」から、1ヶ月になります。私たちにとっても地震は重大な関心事です。でも、地震が原因で仕事中や通勤途中にケガをしたとき、労災保険は使えるのでしょうか。

■ 原則＝労災認定のための基本条件

- ① 業務起因性・・・仕事が原因で、そのケガのもとになる災害が起こったこと
- ② 業務遂行性・・・仕事をしているときにその災害が起こったこと
①と②、両方の条件を満たしているときに労災が使えます。

■ 天災事変の場合の判断基準

いくら仕事をしている途中や通勤途上であったにせよ、地震のほか水害、暴風などのいわゆる天災事変は、不可抗力の災害と言えます。

従って、地震などが原因となったケガについては、基本的に労災は使えません。

ただ、いくら地震が原因のケガとはいえ、以下の状況ではあれば、労災保険が使えます。

- ・地震より、むしろ仕事がケガの原因となっている場合
- ・地震と仕事、両方に理由があってケガをした場合

■ 労災認定されられると思われる事案

- ・崖下の工事現場で作業をしていたら地震がきて落石があり、ケガをした
- ・会社内で地震がおき、高く積み上げてあった荷物が落ちてきてケガをした
- ・厨房で調理作業中地震がおき、火事になったので避難しようとして転んでケガをした

運転中の携帯電話の取り締まり強化は、企業、社員にとって仕事の遂行上大きな影響を与えることとなります。特に企業にとっては、事故を起こしたときの使用者責任、運行供用者責任は避けて通れない問題です。労使間のルールづくりで安全管理の見直しが迫られています。 所長